

## 犬にかまれないために！ 動物による危害防止対策強化月間

11月は「動物による危害防止対策強化月間」です。県内では、毎年子どもが犬にかまれて怪我をする事故が起きています。次のことについてお子さんに注意を促し、事故の発生を防ぎましょう。

●知らない犬には近づかない・手を出さない

●知っている犬であっても注意する

近づく場合は飼い主の了解を取り、犬が落ち着いていることを確認してからにしましょう。

●エサを食べている時・おもちゃで遊んでいる時は触らない

取られると思って攻撃する場合があります。

●しつこく触るなど、犬がいやがることをしない

慣れた犬でも我慢の限度があります。

●放れている犬を見ても走らない・大声を出さない

逃げると追いかけてくることがあります。犬と目を合わさず、静かに離れましょう。また、飼い主不明の犬が放れている場合は、最寄りの保健所、動物愛護センターに通報してください。



▶問合せ 香取保健所（健康福祉センター）☎⑤ 9 1 6 1、県動物愛護センター☎0476-93-5711

## 自転車用ヘルメットの購入費用を補助します

令和5年4月1日より、道路交通法の一部が改正され、すべての自転車利用者に対して乗車用ヘルメットの着用が努力義務化となりました。神崎町では自転車乗車中のヘルメット着用普及促進のため、自転車乗車用ヘルメットの購入費用を補助します。

詳しくはQRコードからホームページをご確認ください。

- 申請期間 令和9年3月31まで（予算額に達した時点で終了）
- 対象者 町内在住の町税を滞納していない人（18歳未満の申請は保護者から）
- 補助金額 自転車乗車用ヘルメットの購入費用の1/2 上限2,000円
- 申請方法 神崎町役場総務課（④窓口）に指定の申請書をご提出ください。  
※申請書は役場総務課または神崎町ホームページにて取得できます
- 対象 SG・JCF・GS・CPSC・CEマーク等の安全基準を満たした新品の自転車用ヘルメット（令和6年4月1日以降に購入した物に限ります）
- 必要書類 ①補助金交付申請書兼請求書  
②領収書（領収日、領収金額、購入店、品名・品番が記載されているもの）  
③安全基準の認証が確認できるもの（保証書、取扱説明書等）  
④振込口座が確認できるもの（通帳またはキャッシュカードの写し）  
⑤本人確認書類（免許証、マイナンバーカード等）



▶問合せ 神崎町役場総務課管財係☎⑦2 1 1 1